

## 向日市下水道排水設備指定工事業者指定申請書について

向日市 上下水道部  
営業課総務係  
Tel 075-931-1111

### 1 指定に必要な提出書類

本市の下水道排水設備指定工事業者の申請には下記の書類を提出してください。

**提出書類は、法人と個人で異なりますのでご注意ください。**

	提出書類	様式等	留意事項
1	下水道排水設備指定工事業者指定申請書	様式第1号	FAX番号記入
2	誓約書	様式第1号の2	法人の場合は代表者のもの
3	住民票記載事項証明書	写し可	法人の場合は代表者のもの
4	経歴書	指定用紙	法人の場合は代表者のもの
5	申請者(法人の場合は代表者)の写真1		大きさ: 5cm×5cm
6	登記簿謄本(履歴事項全部証明書)	写し可	法人の場合のみ
7	定款	写し可	法人の場合のみ
8	営業所の配置図及び付近見取り図	様式第1号の3	
9	営業所、倉庫それぞれの外部及び内部の写真各1	A4サイズに貼る	大きさ: サービス版
10	専属責任技術者名簿	様式第2号	
11	責任技術者証(京都府下水道協会発行)	写し	
12	責任技術者の雇用関係を証明する書類で次のいずれかのもの ・組合健康保険又は全国健康保険協会管掌健康保険者証(所属建設業者名が記載されているもの)(国民健康保険証を除く) ・雇用保険被保険者資格取得確認通知書と保険料領収書 ・従業員全員の賃金台帳又は源泉徴収簿と所得税納付額領収書	写し	代表者のものは不要
13	所有機械器具調書	指定用紙	

※ 証明関係は原則として3か月以内に発行されたものとする。

※ 原本・写しでの証明書等は、用紙をA4サイズに統一し、一覧表の番号順に綴じて提出すること。

### 2 申請受付

平日午前9時から午後5時(ただし、正午から午後1時を除く)  
土、日曜日、祝日及び年末年始除く

### 3 受付場所

向日市上植野町久我田17番地の1(上植野浄水場2階)  
Tel 075-931-1111(内線 881)

### 4 向日市下水道排水設備指定工事業者証の交付

交付日 審査後、受付の翌月に交付予定

交付場所 上下水道部営業課(上植野浄水場2階)

持ち物 ・印鑑(認め印但し、ゴム印は除く)

・手数料等(交付日にお持ちください)

(1)新規 指定手数料 15,000円 解説図書代 1,000円

(2)更新 更新手数料 10,000円

5 下水道排水設備指定工事業者として指定を受けられる者

(向日市下水道排水設備指定工事業者規程 第3条第1項第1号～3号)

- (1) 責任技術者(京都府下水道協会に登録した者)が1名以上専属していること。
- (2) 工事の施工に必要な設備及び器材を有していること。
- (3) 京都府内に営業所があること。

6 下水道排水設備指定工事業者として指定を受けられない者

(向日市下水道排水設備指定工事業者規程 第3条第1項第4号ア～カ)

- ア 指定を受けようとする者(法人にあっては代表者)が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者である場合
- イ 指定を受けようとする者(法人にあっては代表者)が精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者である場合
- ウ 指定を受けようとする者(法人にあっては代表者)が第14条の規定により責任技術者としての登録の取消しを決定され協会の登録を取り消されてから2年を経過していない場合
- エ 指定工事業者が、第10条第2項の規定により指定を取り消されてから2年を経過していない場合
- オ 指定を受けようとする者がその業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある場合
- カ 法人であって、その役員のうちアからオまでのいずれかに該当する者がいる場合

年 月 日

下水道排水設備指定工事業者指定申請書  
(新規・更新)

(宛先)向日市長

申 請 業 者	ふりがな 商 号	
	ふりがな 代表者氏名・住所	氏 名 印 住 所 電 話 ( )
	ふりがな 営業所所在地	電話 ( )

[添付書類]

- 1 申請者(法人の場合は代表者)の住民票記載事項証明書、経歴書及び写真
- 2 誓約書(様式第1の2)
- 3 法人の場合は、登記事項証明書及び定款の写し
- 4 営業所の配置図及び写真並びに付近見取図(様式第1号の3)
- 5 専属責任技術者名簿(様式第2号)
- 6 工事の施工に必要な設備及び器材を有していることを証する書類

様式第1号の2(第4条関係)

誓約書

年 月 日

(宛先) 向日市長

申請者 住所(所在地)

氏 名(名称)

(代表者氏名)



申請者(法人の場合は、当該法人及びその役員)は、次に掲げる要件のいずれにも該当しない者であることに相違ないことを誓約します。

上記の誓約に反することが明らかになった場合は、下水道排水設備指定工事業者の指定を取り消されても異存ありません。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であること。
- (2) 指定を受けようとする者(法人にあっては代表者)が向日市下水道排水設備指定工事業者規程第14条の規定により責任技術者としての登録の取り消しを決定され、協会の登録を取り消されてから2年を経過していないこと。
- (3) 指定工事業者が、第10条第2項の規定により指定を取り消されてから2年を経過していないこと。
- (4) 指定を受けようとする者がその業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由があること。
- (5) その役員その他これに類する者のうちに前4号に規定する要件のいずれかに該当する者があること。(法人の場合に限る。)

# 経 歴 書

フリガナ			
氏 名			
生 年 月 日	年	月	日生
現 住 所	電話(      )      -		
所属事務所名 及び所在地	電話(      )      -		
資 格	資 格 名 称	資 格 証 番 号	取 得 年 月 日
			年    月    日
			年    月    日
			年    月    日
			年    月    日
			年    月    日
最 終 学 歴	(卒業学校名)		(卒業年月)
	(学科名)		年    月
経 歴	<div style="border-bottom: 1px solid black; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border-bottom: 1px solid black; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border-bottom: 1px solid black; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border-bottom: 1px solid black; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div>		
備 考	<div style="border-bottom: 1px solid black; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border-bottom: 1px solid black; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div>		

様式第1号の3(第4条関係)

営業所の配置図及び付近見取図

配置図

面積 m<sup>2</sup>

付近見取図

線 駅下車 バス・徒歩 分

- (注) 1 営業所の写真は、外部及び内部の状態がわかるもの  
2 平面図は、間口及び奥行の寸法、机の配置状況等を記入すること。  
3 付近見取図は、最寄りの駅から主な目標を入れてわかりやすく記入すること。

年 月 日

専属責任技術者名簿(新規・更新)

向日市長 様

指 定 番 号 向日市指定 第 号

商 号

〒

営業所所在地

電話 ( )

代表者氏名

印

ふりがな 専 属 者 氏 名	住 所	登 録 番 号	摘 要
	〒	第 号	
	〒	第 号	
	〒	第 号	
	〒	第 号	
	〒	第 号	

[添付書類]

- 1 責任技術者証の写し
- 2 専属を確認できるものとして、下記のうちいずれか一つ。ただし、代表者と専属者が同一人の場合は除く
  - ① 組合健康保険、政府管掌健康保険被保険者証(国民健康保険証は除く。)の写し
  - ② 雇用保険被保険者資格取得確認通知書及び保険料領収書の写し
  - ③ 従業員全員の賃金台帳又は源泉徴収簿及び所得税納付額領収書の写し

